

平成30年2月21日（水曜日）午後2時05分 開 議

●議事日程第1号 2月21日（水曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案説明
- 第4 平成30年度施政方針
- 第5 議案第1号 平成30年度飯塚地区消防組合予算
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第6 議案第2号 飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第7 議案第3号 飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第8 議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第9 報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めるこ
と及びこれに伴う和解）
(報告、質疑)
- 第10 一般質問
- 第11 署名議員の指名
- 第12 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 5 分 開会

○議長（藤浦 誠一）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 1 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、2 月 21 日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2 月 21 日、一日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案説明

行政報告及び提出議案説明に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。片峯組合長。

◎組合長（片峯 誠）

本日、平成 30 年第 1 回消防組合議会定例会を招集するに当り、昨年 12 月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における平成 29 年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。火災件数は、71 件で、このうち建物火災 35 件、同焼損面積 1,675 平方メートル、建物火災の損害額は 4,490 万 6 千円となっております。死傷者については死者 3 人、負傷者 7 人となっております。これを前年と比較しますと、建物火災件数 3 件の減、同焼損面積 4,730 平方メートルの減、火災損害額 3 億 6,281 万 8 千円の減、死者は 1 人の増、負傷者は同数となっております。

次に、救急出動件数は 9,759 件、救急搬送人員は 9,063 人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数 39 件の減、救急搬送人員 63 人の減となっております。

次に、救助出動件数は 104 件で前年と比較し 8 件の減となっております。

以上が管内における平成 29 年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の「文化財防火デー」行事の一環として、管内の文化財等での総合訓練並びに 12 箇所文化財防火査察を実施し、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めました。

また、火災予防広報につきましては、組管内の小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、飯塚美術協会のご協力を得て、管内の 30 校から応募された 1,516 作品のうちから、64 点の入選作品を決定いたしました。なお、最優秀作品 1 点については、飯

塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成し、管内事業所等に配布するほか、入選作品については、3月1日から3月7日までイオン穂波ショッピングセンターにおいて、防火ポスター展を開催する予定であります。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

次に、これより本消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、平成30年度予算をはじめ5件であります。

はじめに、議案第1号は「平成30年度予算」でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億6,411万5千円と定めております。

次に、議案第2号は、「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものであります。

次に、議案第3号は「飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例」であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物製造所等の設置の許可等に係る手数料の額を引き上げるものであります。

次に、議案第4号は「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」であります。加入団体を脱退させるとともに、規約を変更するものであります。

次に、報告第1号は、専決処分の報告で、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解であります。

議案の内容は、上程の都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げまして行政報告及び提出議案の説明を終わります。

○議長（藤浦 誠一）

次に、「平成30年度施政方針」の説明を求めます。片峯組合長。

◎組合長（片峯 誠）

平成30年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

我が国の経済状況は、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響を受ける不安定な状況が依然として続くものと予想されています。

消防組合の財政状況につきましては、組合を構成する各市町の人口減が進む中、飯塚市、嘉麻市では市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が期限を迎え、平成28年度から地方交付税の合併算定替の縮減が始まっております。構成市町からの負担金を主な財源とする消防組合としましても、今後、組合負担金が大きく減額してまいります。このような厳しい財政状況にありましても、消防の第一の使命である住民の生命、身体及び財産を守り、「安全・安心な地域社会」を目指す努力は変わるものではありません。従いまして、平成30年度の予算編成にあたっては、「飯塚地区消防組合基本計画」の目的である「限られた予算で効率のよい財政運

営体制の確立」を念頭に、事務事業の全般にわたって住民の立場に立ってその必要性、効果を十分に見極めたうえで、再度精査し厳しく取捨選択を行いました。

このような方針に基づき編成いたしました平成30年度予算の総額は、27億6,411万5千円で平成29年度当初予算と比較しますと1億3,329万8千円の減となっております。

まず、歳入の主なものは、各市町から分賦していただきます分担金及び負担金22億180万9千円、構成比79.66%であります。

次に、歳出の主なものは、人件費19億3,340万7千円、構成比69.95%、物件費1億3,981万円、構成比5.06%及び投資的経費5億6,576万5千円、構成比20.47%等であります。その他、財政の弾力的運用が図られるよう調整的なものとして、300万円を予備費に計上いたしました。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

第1に、飯塚地区消防組合基本計画、組織再編実施計画及び財政健全化実施計画に基づき、庁舎建築事業を進めておりますが、今月末に庄内元吉出張所が完成し、4月からの業務開始に向けて準備を進めてまいります。

また、嘉麻市大隈町に建設を予定している嘉麻分署につきましても、先月から建築工事に着手しており、今年の12月竣工に向けて工事を進めてまいります。庁舎建設事業につきましては、今後も関係者並びに地域の皆さまのご理解ご協力を頂き、滞りなく計画を推し進めて参ります。

第2に、消防防災体制の強化についてであります。一昨年の熊本地震や昨年の九州北部豪雨のように、かつて私たちが経験したことのないような甚大な被害を伴う災害が、毎年のように全国各地で発生しております。このような災害に対し、住民の尊い生命・身体・財産を守るため、消防本部内の訓練はもとより、緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練及び福岡県総合防災訓練等への参加を通じて、消防機関相互の広域応援体制の連携を図るとともに、地域防災組織の中核である消防団との協力体制の一層の強化に努めて参ります。

第3に、救急業務の高度化についてであります。救急業務での救命効果の向上を図るため、年次計画に基づき救急救命東京研修所及び九州研修所の救急救命士養成課程に各1名、福岡県消防学校の救急救命士処置拡大講習に5名、救急科に4名を入校させるとともに、救急救命士15名の病院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか、医療機関等との密接な連携に努め、救急業務の高度化に積極的に取り組んで参ります。

第4に、住宅防火対策の推進についてであります。住宅火災は、10年前と比較しますと全国的にみて約37パーセントの減少、犠牲者につきましては約25パーセントの減少と、減少傾向が続いております。しかしながら、住宅火災による死者は年間900人弱という高い数値で推移しており、この死者のうち約7割が65歳以上の高齢者であることを踏まえ、今後さらに高齢化が進むことに伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されております。このことから、住宅火災による犠牲者の減少に向け、高齢者世帯を中心とした住宅の防

火診断及び自治会等での防火講話を通じて、住宅防火意識の普及啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置推進及び高齢者等の災害弱者に配慮した住宅防火対策を各市町の担当部局及び関係機関と密接に連携を取りながら進めて参ります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

○議長（藤浦 誠一）

議案第1号「平成30年度飯塚地区消防組合予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第1号「平成30年度飯塚地区消防組合予算」について、ご説明申し上げます。

お手元の、平成30年度飯塚地区消防組合予算書の1ページをお開き願います。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,411万5千円で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。次に、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法は、第2表、地方債のとおりでございます。次に、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は、1億3千万円といたしております。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

それでは、2.歳入からその主なものについて、ご説明いたします。まず、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、21億9,947万円、前年度比1億1,448万6千円の減額となっております。減の主な理由は、組合負担金の算定基準である、地方交付税の常備消防分単位費用が、10,031円から10,008円に23円減額になったことと、飯塚市、嘉麻市の合併特例算定加算額が、70パーセントから50パーセントに減額になるもので、各市町の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。次に、2(目)防災行政情報通信ネットワーク再整備事業構成市町負担金233万9千円につきましては、防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の各構成市町からの平成30年度分負担金でございます。なお、各市町の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。次に、2(款)使用料及び手数料、1(項)使用料、1(目)総務使用料、本年度予算額1万8千円、前年度比3千円の増となっております。次に、2(項)手数料、1(目)消防手数料120万5千円、前年度比24万7千円の増、増の主な理由は、説明欄記載の危険物製造所等申請手数料を前年度実績に基づき見直し計上いたしましたものでございます。次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入、114万円、前年比86万4千円の減、これは、庁舎に設置する自動販売機を新たに契約するため、過去3ヶ年度の実績をもとに組合有建物貸付料として、計上いたしております。次に、2(目)利子及び配当金129万5千円は、説明欄記載の各種基金の運用利子を計上いた

しております。次に、2(項)財産売払収入、1(目)不動産売払収入3,959万4千円につきましては、本年4月庄内元吉出張所の開庁に併せて、閉庁する穎田派出所、庄内派出所及び飯塚市片島にごございます旧消防長公舎敷地の計3か所を売却するため、計上いたすものでございます。2(目)物品売払い収入は、不用品の売払いが未定でございますので、存置科目として計上いたしております。次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金1億2,088万3千円、前年度比1,271万9千円の減、これは、水槽付消防ポンプ自動車1台の車両整備費3,268万5千円、指令設備の中間更新費用7,500万円及びデジタル化整備事業の償還に充当するため1,319万8千円を繰り入れるものでございます。次に、5(款)繰越金1(項)繰越金、1(目)繰越金150万円は、前年度と同額を計上いたしております。6(款)諸収入、1(項)組合預金利子、1(目)組合預金利子は、歳計現金預金利子を存置科目として計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、2(項)雑入、1(目)助成金交付金は、前年度と同額の2,830万円を計上いたしております。次に、2(目)雑入、846万9千円、前年度比21万円の増、その内訳として、1(節)派遣職員負担金は、福岡県消防学校に教官として派遣している、職員1名分の平成30年度分の人件費を計上いたしております。次に、2(節)雑入は、前年度並みを計上いたしております。次に、7(款)組合債1(項)組合債、1(目)消防債、3億5,990万円、前年度比3,540万円の減、説明欄記載の飯塚消防署建設事業債及び指令設備中間更新事業債として、事業に充当するため起債するものでございます。以上が、歳入の主なものでございます。

9ページをご覧ください。

3.歳出についてご説明いたします。1(款)議会費、1(項)議会費、1(目)議会費は、前年度と同額を計上いたしております。次に、2(款)総務費、1(項)総務監理費、1(目)一般管理費2,179万8千円、前年度比153万4千円の減、その内訳は、1(節)報酬から11(節)需要費までは、前年度とほぼ同額を計上いたしております。次に、12(節)役務費、529万3千円、前年度比48万1千円の増、これは、歳入でご説明いたしました、組合有財産の売払いに伴い、不動産鑑定料46万9千円を計上いたしております。次に、13(節)委託料、前年度比207万円減の1,217万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、14(節)使用料及び賃借料は、前年度とほぼ同額を計上いたしております。次に、19(節)負担金補助及び交付金は、前年度比7万8千円減の9万円を、25(節)積立金は、前年度比13万5千円増の20万1千円を計上いたしております。次に、2(款)総務費、2(項)監査委員費、1(目)監査委員費は、前年度と同額を計上いたしております。次に、3(款)消防費1(項)消防費、1(目)常備消防費20億7,146万8千円、前年度比350万2千円の減、その内訳は、2(節)給料8億6,183万8千円、前年度比552万2千円の減、減の主な理由は、組織再編により一般職員が4名減による効果でございます。次に、3(節)職員手当

等5億9,074万2千円、前年度比355万1千円の増と、11ページをご覧ください。4(節)共済費2億9,228万5千円、前年度比732万5千円の増、増の主な理由は、職員手当等及び共済費の給与の改定及び率の改正によるものでございます。次に、7(節)賃金391万3千円、前年度比2万6千円の増となっております。以上、人件費は、再任用職員を含めた職員248名及び臨時職員2名分の人件費でございます。次に、8(節)報償費は、前年度比、2万4千円減の95万7千円を計上いたしております。次に、9(節)旅費は、前年度比155万2千円減の、235万6千円を計上いたしております。次に、11(節)需用費6,702万5千円、前年度比224万円の減、減の主な理由は、財政健全化実施計画に基づき経費削減を行ったことによるものでございます。次に、12(節)役務費は、前年度比7万6千円増の1,819万8千円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、13(節)委託料は、前年度比61万5千円の減の、3,185万9千円を計上いたしております。次に、14(節)使用料及び賃借料は、前年度比10万4千円増の、63万4千円を、16(節)原材料費は、前年度比3千円減の、8万9千円を計上いたしております。

次に、18(節)備品購入費は、資機材の整備計画に基づき、前年度比30万9千円増の、551万円を計上いたしております。

13ページをご覧ください。

19(節)負担金補助及び交付金1億9,428万8千円、前年度比490万円の減、減の主な理由は、説明欄記載の退職手当組合負担金が163万7千円減になったことと、平成30年度職員研修計画を見直したことで、研修負担金が225万3千円減になったことによるものでございます。次に、22(節)補償補てん及び賠償金、25(節)積立金及び27(節)公課費は、前年度なみの金額を計上いたしております。次に、2(目)消防施設費、前年度比1億3,369万8千円減の、6億1,506万1千円を計上いたしております。その内訳は、12(節)役務費75万円は、説明欄記載の嘉麻分署建設工事に伴う、各種検査手数料でございます。次に、13(節)委託料、3億2,929万2千円は、説明欄記載の飯塚消防署建設工事設計委託料2,592万円、嘉麻分署竣工後の庁舎警備委託料66万1千円。次に、指令設備中間更新委託料3億4万3千円及び中間更新監理業務委託料266万8千円計上いたしております。指令設備中間更新は、システムの間接更新のため、主にシステムのソフト面を入れ替えるものでございます。次に、15(節)工事請負費1億7,987万4千円は、飯塚消防署造成工事費を計上いたしております。飯塚消防署造成工事については、工期を8か月とし3工区に分けて行う予定です。次に、18(節)備品購入費3,868万6千円、その内訳は、説明欄記載の嘉麻分署備品購入費600万円、車両購入費3,268万6千円は、水槽付消防ポンプ自動車を更新し整備するものでございます。次に、19(節)負担金補助及び交付金1,716万3千円は、説明欄記載の岩崎出張所配水管敷設工事負担金1,435万2千円は、岩崎出張所建設に伴い、配水管敷設工事が必要となるため、工事を実施する嘉麻市へ負担金として支払うものでござい

す。事務費負担金 281万1千円は、説明欄記載の庁舎建設事業に伴い、構成市町へ委託している事務の職員人件費を支払うものでございます。

次の、ページをお開き願います。

次に、25(節)積立金4,929万6千円は、説明欄記載の消防庁舎及び職員公舎建設基金積立金と各基金の預金利子を、積立てるものでございます。次に、3(目)、広域災害対応費107万8千円、前年度比29万8千円の増、内訳は、9(節)旅費33万3千円、前年度比9千円の増、11(節)需用費42万6千円、前年度比8万2千円の増、14(節)使用料及び賃借料5万9千円、前年度比2万7千円の増、19(節)負担金補助及び交付金26万円、前年度比18万円の増となっております。これは、国が示す緊急消防援助隊の増隊計画に基づき、指揮隊と消火隊を新たに登録しましたので、その関連予算が増えたことと、昨年5月に発生した、嘉麻市産業廃棄物火災で要請した航空応援費用の実績に基づき、広域応援要請負担金を見直したことによるものです。次に、4(款)公債費、1(項)公債費、1(目)元金は、前年度比488万6千円増の、4,528万6千円を、2(目)利子は、前年度比25万2千円増の、621万5千円を計上いたしております。次に、5(款)予備費1(項)予備費、1(目)予備費につきましては、予備的費用として前年度と同額の300万円を計上いたしております。以上が、歳出予算の概要でございます。

次の、15ページ以下の給与費明細書、継続費についての調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号、「平成30年度飯塚地区消防組合予算」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第1号「平成30年度飯塚地区消防組合予算」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第2号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提

案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。改正の内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

4ページをお開き願います。

改正前の条例第2条の4を第2条の5に繰り下げ、新たに第2条の4を追加し、非常勤職員又は当該非常勤職員の配偶者が養育する子が1歳6カ月に到達する日において育児休業をしている場合であって、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることが出来ることといたしております。

次に、5ページ、第3条の改正は第6号中において、育児休業を延長できる特別の事情の中に「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」を追加するものであります。

また、第4条と、次のページをお開き下さい。

第10条の改正にありましても、育児休業期間の再度の延長をする特別の事情と、短時間勤務をすることができる特別の事情の中に第3条と同じく「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」を追加するものであります。附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上で、議案第2号、「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第2号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第3号「飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容

についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物製造所等の設置の許可等に係る手数料の額を引き上げるため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、議案書9ページ以降の新旧対照表でご説明いたします。

まず、9ページから15ページ上段までの別表中、第2の項の改正は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の手数料を、製造所、貯蔵所又は取扱所の種類・容量に応じて、それぞれ改正するものでございます。

次に、15ページから20ページ上段までの別表中、第6の項の改正は、危険物の製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査に対する手数料を、タンクの容量に応じて、それぞれ改正するものでございます。

次に、20ページ中段から23ページまでの別表中、第7の項の改正は、特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に対する手数料を、タンクの容量に応じて、それぞれ改正するものでございます。

附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第3号、「飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号「飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」について、ご説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

本案は、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

今回の改正は、別表第1築上郡の項及び別表第2第5区の項中「豊前広域環境施設組合」を削るものでございます。なお、附則においてこの規約は平成30年4月1日から施行することとされております。

以上で、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、報告第1号「専決処分の報告」交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解を議題とします。

報告事項について説明を求めます。大谷飯塚署長。

◎飯塚署長（大谷 繁憲）

報告第1号専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、ご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成30年2月7日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。事故の概要につきましては、2事故の概要及び29ページの図に記載のとおり、平成29年12月14日12時34分頃、飯塚消防署の救急自動車が市内の病院へ患者を搬送中、飯塚市片島勝盛公園入口交差点に赤信号で進入した際、青信号で進入してきた軽自動車と交差点内で衝突し、相手方車両の運転席側側面部分を損傷させ、更に運転していた女性に軽傷を負わせたものでございます。事故の原因は、赤信号での交差点進入時に一旦停止

及び安全確認が不十分であったことが原因でございます。過失割合は消防組合が20%、相手方は80%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、3万2,333円を賠償金として支払うものでございます。なお、人身傷害に関する損害賠償につきましては別途協議中でありませす。詳細につきましては、6の損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございますが、損害賠償額3万2,333円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（藤浦 誠一）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

次に、署名議員を指名いたします。5番竹本慶吉議員、12番道祖満議員。

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、平成30年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時48分 閉会

●出席議員

（出席議員 13名）

1番 藤浦 誠一	8番 坂口 政義
2番 山倉 敏明	9番 兼本 芳雄
3番 梶原 善充	10番 秀村 長利
4番 原中 政廣	11番 田中 博文
5番 竹本 慶吉	12番 道祖 満
6番 藤 伸一	13番 坂平 末雄
7番 中村 春夫	

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	坂田 潤治
〃	徳永 進一郎
〃	中野 貴博
〃	吉田 達郎

”

利 光 良 平

●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
消防長	鬼 丸 徳 寿
総務課長	笹 尾 清 隆
予防課長	藤 川 伸 之
予防課課長補佐	松 岡 春 樹
警防課長	藤 川 啓 司
警防課長補佐	松 岡 修 司
飯塚署長	大 谷 繁 憲
山田署長	打 田 雅 彦
桂川署長	横 江 浩
飯塚署副署長	平 野 俊 之
総務課長補佐	篠 崎 太 望
総務課会計係長	梶 嶋 博 徳
会計管理者	長 野 文 彦